東京都船形学園

Ⅰ　施設概要

所在地	千葉県館山市船形１３７７

	事業種別		定　員
指定管理事業	第１種社会福祉事業	児童養護施設	６４人

Ⅱ　令和8年度の運営方針

豊かな自然環境のもと、児童一人一人の意思や個性を大切にし、児童の安全で安心した生活を確保するとともに、心身ともに健全な成長遂げ、将来に向けた自立の意欲や生活力を育んでいくことを目標に施設運営を行う。

このため、船形学園の運営責任として、質の高い専門的な支援を引き続き実施するとともに、児童の成長、発達に相応しい施設環境の実現に努力する。

また、児童の人権を守り、虐待や権利侵害を防止するため、リスクマネジメントを充実させるとともに、新任職員への早期教育や職員の意識改革、風通しのよい職場づくり、研修の充実など、事故防止に向けた取組を実施する。

１　児童が安心して成長できる施設環境の提供

児童の生活展開は児童８人を１ユニット（生活単位）とした「室」を拠点とし、児童間の暴力、威圧、いじめ等のない安心して生活できる環境の提供に努め、社会の基本ルールや共同生活のマナーを身に付けられるよう支援する。

２　リスクマネジメントの充実

日常のインシデント情報からも、注意深く事故防止の課題を読み取るよう心がけ、事故やヒヤリハットの状況に応じた組織的な対応に努める。

また、情報セキュリティ対策、感染症・食中毒の防止、災害時の対応については、マニュアルの整備・改訂や訓練等により、迅速に対応できる体制を整備する。

３　福祉人材の育成

職員としての資質向上を図るため、外部研修・園内研修を組み合わせて実施するとともに、日常的なＯＪＴの充実・強化を図る。また、専門研修を充実させるとともに、職種間の連携によって施設支援力の維持・向上を図る。

Ⅲ　実施計画

令和８年３月１日現在、入所児童全体で被虐待を理由とし入所している児童が９割を超え、２割を超える児童が精神疾患や発達障害により医療的ケアを要している。また、思春期を迎える中高生が７割を占めていることを踏まえ、児童相談所、学校、病院等関係機関と連携を図り、専門的支援の一層の充実が求められている。

令和８年度は、入所児童の健全な成長や自立を適切に支援していくため、以下の事項に職員一丸となって取り組む。

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ－１　児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

児童が安心して意見や意思を表明できるよう、面談や個別の相談時間を設ける。口頭での表明、絵や文字での表現、アンケート調査等、一人一人にあわせた様々な方法により、児童の気持ちに寄り添う中で真意を引き出し、主体的に選択・決定できるよう支援する。児童の意見は、施設運営や自立支援計画に反映させる。

イ　自立支援計画の策定

児童の意見表明の機会を十分に確保し、個別のニーズを的確に把握する。ニーズに基づき、自立に向けた生活力の向上、進学や就労支援、社会適応等に必要な支援内容について、各専門職と協働の上、策定する。策定した自立支援計画は、児童・職員の共通認識のもとに支援を行い、定期的にモニタリングを実施する。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和７年度福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、改善計画を策定し、改善に取り組むとともに、令和７年度も引き続きサービス評価を受審する。

令和７年度の受審では標準項目全てを満たしているとの評価を得た。令和８年度も、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

（ア）令和７年度評価結果における「特に良いと思う点」

①　子ども自身が理解し、行動につながる自立支援計画票の作成をしており、子どもの理解度も向上している。

②　卒園生が社会のなかで安心して暮らしていくことができるよう、つながりのある手厚い支援を実施している。

③　地域住民の間で「園は地域の一員」という意識が定着しており、学校や関係機関など、地域との密接な連携を図っている。

（イ）令和７年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

①　全職員が災害発生時に具体的な行動に移せるよう、実践的で即応性のある訓練を全員で実施することが期待される。

②　若手職員の育成に向けて、支援の実践に生かせる手引書の整備や、ロールプレイ研修の充実などを検討していくことを期待したい。

③　より安全な服薬支援に向けた取り組みを継続し、リスクマネジメントへの意識を一層向上させていくことを期待したい。

（ウ）「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

①　災害発生時を想定した具体的な訓練を実施し、全職員が適切な行動ができる体制を構築する。

②　手引きやマニュアル類の見直しを行うとともに、ロールプレイ研修の実施等、職員一人ひとりが理解し行動に移しやすくなるような工夫した取り組みを行う。

③　令和７年度リスクマネジメント（服薬支援 PT）において見直しを行った服薬手順を実践し、より安全な服薬支援を行う。

令和８年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

また、令和７年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	１００％

エ　苦情解決制度の充実

「研修・権利擁護委員会設置要領」「苦情相談員設置要領」に基づき、児童・保護者に適切に対応するとともに、児童に対する分かり易いＰＲ及び苦情相談員との相談コーナーや懇談会を実施し、相談しやすい体制づくりに取り組む。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数	相談実施回数
３人 （弁護士、地域関係者、主任児童委員）	連絡会議年８回 相談コーナー年３回 児童懇談年５回	３人

＜参　考　令和８年３月 31 日現在＞

意見箱への投函件数	１０５件

オ　利用者満足度調査の実施

食事に関すること、権利擁護に関することを中心に、児童からの意見、要望苦情などを集約し、児童の声を十分に踏まえた施設運営の向上や改善に取り組んでいく。

実施内容	実施時期
テーマ未定	１２月

（２）アクションⅠ－２　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケアの充実

退所準備として、家庭復帰が望ましい児童については、家庭支援専門員を中心に児童相談所と連携しながら、一時帰宅や親子交流などを活用し、親子関係の再構築に取り組む。進学や就労等を希望する児童には、自活訓練や職場体験等を実施するとともに、退所後の選択肢を広げるために、通塾やオンライン授業による学力の向上、各高校などで応募できる資格取得に挑戦できるよう支援をしていく。

併せて、児童の状況に応じて、措置延長についても検討の上、必要な支援を継続する。

（ア）家族再統合

事項	計　画
親子宿泊	延３泊
	対象児童１人
保護者との面会、外出	延２８回
	対象児童８人
外泊・一時帰宅	延８３回
	対象児童３人

（イ）自立に向けた支援

事項	計画	
学習会等の実施	実施回数	―
	延人数	―
	対象児童	―
学習会通塾児童	実施人数	４人
	対象児童	小学５年生以上　２１人
自活訓練等の実施	実施人数	１２人
	延日数	延１８７日
	対象児童	高校生等１２人

事項	計画	
職場体験	実施人数	２人
	延日数	２日

（ウ）児童の進路決定率

事項	計画
進路決定率 （進路先内訳）	１００％（高校３年生等　４人） （進路先内訳：就職、進学）

イ　アフターケアの充実

退所した児童が安定した自立生活を送れるよう、職場・家庭・施設への計画的な訪問のほか、電話や来所での相談、激励助言など、自立支援担当職員を中心にアフターケアの一層の充実を図っていく。

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

事項	計画
実施人数	３２人 ／対象児童４５人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	１４人

（３）アクションⅠ－３　虐待防止の徹底

「養護理念」、「船形学園虐待防止規定」の実践を徹底するとともに、権利擁護委員会委員による苦情解決システムのＰＲ、児童への権利侵害防止の啓発活動として勉強会を実施する。

また、支援した内容に自信が持てない時、適切でない対応をしたと思われる時でも、正直に報告、相談ができるよう職員同士がより気軽に話ができる機会を設けるなど、施設全体の風通しを良くし、職員同士の信頼関係を強くするような雰囲気づくりに努める。

さらに、重大事故ゼロ運動の徹底に向け、職員個人の目標設定、養護理念や虐待防止規定等の周知徹底、新任職員への支援上のルールの早期教育、施設内研修や権利擁護委員会における職員の意識啓発を図るとともに、職員アンケート結果及び意見交換会を踏まえて、職員の意見を取り入れ、職員にとって主体的な取組となるようにする。また、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する。引き続き、見守りカメラを活用し、児童の安全確保・権

利保護に努めるとともに、夜間帯においては児童寮宿直者のほかにフリー夜勤者を配置し、支援体制の強化を図る。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	年１０回	不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（ｅ-ラーニング）も実施

（４）アクションⅠ－４　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

事故防止について、報告→収集・分析→事例検討→対策実施のサイクルを日常業務として定着させるよう事故防止委員会を中心に取り組んでいく。また、ヒヤリハット報告の収集・分析結果を園全体で共有するとともに対策を行い、児童の安全で安心な生活の実現に向けて、下表の事項を実施する。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止委員会	年３回	事故事例検討、対応策・予防策の検討
園内一斉安全点検	年４回	チェックリストにより園内の安全点検
救急救命講習会	年１回	派遣講師によるＡＥＤ操作等講習会

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「船形学園個人情報保護方針」、「個人情報取扱要綱」及び「船形学園情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ管理者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

情報セキュリティ研修受講率	１００％
標的型攻撃メール訓練実施率	１００％

ウ　災害、防犯対策の取組

夜間訓練を含む防災訓練を定期的に実施し、災害時の防災対応強化を進めるとともに、災害対応の事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき緊急連絡等の初動体制確保の訓練を行うほか、備蓄品を充実させ、大規模災害への備えを図る。

また、事業団全体で合同防災訓練を実施し、施設間の連携協力等についての取組強化を図る。

さらに、防犯講習会を実施し、防犯対策の意識の向上と防犯対策の体得を図る。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年１２回	年１２回
緊急参集訓練	年１回	安否確認システムによる緊急連絡及び参集
防犯講習会	年１回	派遣講師による講習及び模擬体験訓練

エ　感染症対策の徹底

入所児童の体温測定の実施や職員からの健康相談など、体調管理に十分な注意を払うとともに、手洗い・うがい、咳エチケット等の感染予防対策の徹底を図る。

また、必要に応じて児童、職員に対し、抗原検査を実施し嘱託医の指示を仰ぐなど、感染拡大防止に取り組んでいく。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
衛生点検	年３回	感染症予防、食中毒防止
感染症等予防	適宜	園負担による児童・職員へのインフルエンザ予防接種の実施、新転入職員への MR ワクチン接種状況の確認と陰性時のワクチン接種（希望者）、看護師による感染症予防対策を踏まえた研修や医療全般に対する指導の徹底

2　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（1）アクションⅡ－１　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

令和８年度も引き続き、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の課題を抱える高齢児等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

また、高齢児が、将来の社会的自立を見据え、その特性に応じた支援を受けられるよう、各専門機関との連携を図り、社会資源を有効に活用する。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

一時保護人数	０人
入所理由が被虐待である児童の人数（割合）	全２６人中２５人、９６．２％

＜参考　令和８年3月１日現在＞

中学生・高校生の人数（割合）	全２６人中２０人、７６．９％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全２６人中２６人、１００　％
うち、精神科に通院する児童の人数（割合）	全２６人中　６人、２３．１％
発達・知的・精神障害の児童の人数（割合）	全２６人中　２人、　７．７％

＜参考　令和７年６月１日現在＞

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全２８人中２３人、８２．１％

イ　専門的な支援の充実

児童の自立支援計画は、児童の意見や意思を把握し、前・後期にケースヒアリングを実施するとともに、新規入所児童については、入所１か月後に専門職や児童相談所の担当福祉司・心理司も加わり専門的見地からの所見を得た上で自立支援計画票を策定する。

自立支援計画策定後は、児童個々の要望や自立支援、家族交流等の課題に対応した個別支援行事を計画的に実施し、社会的経験の積み重ねを通じて児童の自主性や自信の回復へつなげていく。

また、虐待の影響や愛着、発達などの課題を抱える児童について、心理職員による個別面接や医療機関の利用等により、心理的ケアや医療的ケアを行う。児童の心のケアを最優先とし、過去の経験が現在にどう影響しているかを理解した上で支援を行うため、心理職員によるトラウマ・インフォームドケアに関する学習会等を実施し、職員のスキル向上を図り、児童の過去のトラウマに配慮した安全で安心できる環境を提供に努める。

さらに、年齢別・個別の性教育の推進やＣＡＰ（子供への暴力防止プログラム）等により自他を大切にする生き方を学ばせ、健全育成を推進する。

被虐待児や発達障害、高齢児童が増えていることを踏まえ、児童相談所、学校、医療機関等関係機関と連携を図りながら専門的な支援の充実に努める。

＊　心理職員による児童へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和８年３月１日現在）

個別面接	延２５４人 （全２６人中１６人、６１．５％）	心理面接

＊　性教育の実施

実施回数	性の支援に関するガイドラインに沿って実施する。	対象児童：全児童

＊　ＣＡＰ（子どもへの暴力防止プログラム）

実施回数	年３回	児童及び職員対象

ウ　家庭的な寮運営

家庭的な運営を推進するため、土曜日・日曜日・祝日の朝食を室で調理するほか、食材を児童と職員で購入し室で調理する自主調理などを実施する。

（ア）自主調理・出張調理

自主調理	年２４回	各寮４回×６寮
出張調理	年１８回	各寮３回×６寮

＜参　考　令和８年3月1日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全２６人中１６人、６１．５％

（２）アクションⅡ－２　高い専門性が発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

ＯＪＴ推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）を配置するなど、職務を通じたＯＪＴの活性化・定着化を図る。また、育成記録の内容の向上や引継ぎの徹底などを通し、お互いの支援内容を確認する。

イ　計画的・効果的な研修の実施

専門的支援が必要な児童に対応するため、非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修を実施し、技術の習得、知識や情報の共有化を図り、高い専門性やスキルを備えた職員の育成に努める。

研修内容	対象者	実施時期
新任職員研修	新任職員	４～９月
養護課題研修（職場内）	全職員・地域	１０・２月
施設視察	全職員	１０～２月
研修報告会	全職員	随時
スーパーバイズ研修	全職員	年６回
権利擁護・マルトリートメント防止研修	全職員	年１回
トラウマ・インフォームドケア学習会	新規転入職員	年１回
園外専門研修	全職員	通年

ウ　外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解し施設支援力の向上を図るため、各分野における高い専門性とスキルを備えた外部専門家による研修等を実施する。

また、医学的見地からの見立てや支援方法についての助言を得るため近隣市の総合病院~~の~~小児科と連携し、定期的なスーパーバイズを受けることとし、園内研修での講演や、個別ケースへの支援方針についての助言、ケース会議での助言等をいただき、児童への支援力向上を図る。

なお、研修・講演等の一部は近隣施設、各学校等の関係機関や一般の保護者等にも開放し、地域貢献としても活用していく。

（3）アクションⅡ－3　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学等を実施し、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保を図る。

業務の見直しや改善に取り組み、職員の負担軽減や業務の効率化を通して、離職防止を図る。

イ　職員の離職防止の取組

チーム会議や日頃のコミュニケーションの活性化等により、風通しの良い職場づくりを推進する。新規職員に対しては、管理監督者による定期的な面談やアンケートを行い、日頃の疑問や悩みを相談できる場を設け、早期の離職防止に努める。

（4）アクションⅡ－4　セーフティネット確保の役割を担うための環境・体制整備

老朽化が進んでいる設備、備品は、適切な修繕や更新を行い、児童の安全・安心な生活環境を維持する。

（5）アクションⅡ－5　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

施設のなかで蓄積されたノウハウや専門的な支援技術を継承するため、実習生や見学者を積極的に受け入れ福祉人材の育成に寄与していく。

事　項	派遣実人数	延日数	派遣先
福祉人材養成機関への講師等の派遣	１人	１日	福祉人材養成校

事　項	実人数／延人数	内　訳
保育士養成機関からの実習生受入れ	２６人／３０８人	養成校他１２校
インターンシップの受入	２人／８人	希望者受入
施設見学・研修の受入れ	３０人／３０人	福祉施設職員他

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）　アクションⅢ－１　地域における子育て家庭等を支援

園が開催する研修やＣＡＰ（子供への暴力防止プログラム）大人向けワークショップなどについて、通学校・近隣施設・地域からの参加者を募り実施する。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
園開催研修やＣＡＰ（子どもへの暴力防止プログラム）大人向けワークショップ	地域住民	２回	６人

（２）アクションⅢ－３　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域で生活する住民等を支援するための取組を推進する。

イ　多様な主体との連携

児童の支援のためには、多様な主体との連携が必須である。令和８年度は、行事等の場面において、ボランティアと連携していく。

事　項	延人数	内　容
行事協力	１０人	行事等ボランティア

ウ　地域との連携・協力関係の強化

地域最大の行事である船形地区祭礼に、職員が地元警察と連携し交通整理に参加するとともに、年間を通して小・中学校と連携し、校外指導等の協力及び地域と一体の安全対策を推進する。

地域の各種活動への参加・協力など、地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する地域の理解がより深まり、地域に開かれた施設と

して運営できるよう、連携・協力関係を強化する。
　また、学校との連携については、下表のとおり連絡会を開催する。

内　容	実施回数・対象者・参加者数等
中学校連絡会・連絡協議会	年１１回
小学校連絡会・連絡協議会	年　3回

　各種感染症の流行状況等に十分に配慮し、住民や近隣施設の児童、職員等と学園の児童職員が園内での催しや活動を通して、交流を深め、お互いの理解と親睦を図る。

エ　災害対策における地域との連携

　地元地区との災害活動相互応援協定による応援体制を継続し、地域との連携を図る。

事　項	実施回数等	内容等
合同防災訓練	未定	地元地区との災害活動相互応援協定に基づく防災訓練
市計画に基づく訓練	１回	要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクションⅣ－２　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

　児童に対する支援は施設全体で行うという意識を浸透させ、課題を個人や室単位で抱えることなく、施設として適切な対応ができる体制を構築する。
　これらの取組を通して、職員が心身ともに健康で、意欲を持って働ける充実した職場環境に努める。
　また、職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

（２）アクションⅣ－３　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

　業務のＩＣＴ化を積極的に推進し、データやシステムを活用することで業務の効率化や負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備を促進する。

（３）アクションⅣ－４　経営の健全化のための財源の確保

業務の見直し、節電等省エネへの取組や契約内容の精査など効率的な施設経営に努める。

（４）アクションⅣ－５　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

「船形学園個人情報保護方針」、「個人情報取扱要綱」及び「船形学園情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ管理者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	１００％